

○個人情報保護について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日)
(厚生省令第三十七号)

(秘密保持等)

第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

※医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

(平成29年4月14日通知、5月30日適用)

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を踏まえたガイダンス

- ・利用目的の特定等(法第15条、第16条)
- ・利用目的の通知等(法第18条)
- ・個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保(法第17条、第19条)
- ・安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督(法第20条～第22条)
- ・個人データの第三者提供(法第23条)・・・